



消費税の増税が具体的にになってきました。

政府は、消費税の増税スケジュールを具体的にしてきました。所得税、相続税においても課税スペースを広げようとしています。

(消費税率) 15年10月までに 2段階で10%に引き上げ

政府は12月30日、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革の素案をまとめ、同日、政府税制調査会が、消費税率を2014年4月に8%（地方消費税分17%）、2015年10月に10%（同2.2%）に2段階で引き上げる税制抜本改革案を決定・公表しました。政府素案は、消費税率引き上げとともに、個人所得課税や資産課税等の見直しを通じて高所得層の負担を増やす考えを示しました。これらの改正内容を盛り込んだ法案を今年度中に国会へ提出する予定です。

消費税率引き上げは、社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時達成するための第一歩と位置づけ、低所得者に対しては、社会保障・税番号制度の導入を前提に、現金給付と税金の控除を組み合わせた「給付付き税額控除」の導入を検討します。また、食料品等に対する軽減税率の適用は、高額所得者ほど負担軽減額が大きくなることや事業者の負担が増すことなどから、今回は見送り、単一税率を維持します。

消費税率の引き上げにより低所得層の負担感がより大きくなることに伴い、高所得層の負担増を求めます。個人所得課税では、現行の所得税の税率構造に加えて、2015年分の所得税から課税所得500万円超の税率を45%に引き上げます。

資産課税では、相続税の基礎控除について、定額控除を3000万円（現行5000万円）、法定相続人比例控除を600万円（同1000万円）に法定相続人数を乗じた金額に、それぞれ引き下げます。

また、税率構造についても、最高税率を、現行3億円超の金額50%から6億円超の金額55%に引き上げるなど、現行の6段階から8段階に見直します。一方、贈与税については、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促すため、直系卑属への贈与に係る税率構造を緩和し、相続時精算課税制度について、受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加し、贈与者の年齢要件を60歳以上（現行65歳以上）に引き下げるなど、適用要件を見直します。

金融所得課税については、上場株式の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2014年1月から20%の本則税率に戻し、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置を2014年1月から導入します。そのほか、法人課税については、2011年度改正で実効税率を5%引き下げましたが、今後も雇用と国内投資拡大の観点から、さらなる引下げを検討します。

(税制改正) 給与所得控除の上限設定と 退職所得課税の見直し

2012年度税制改正大綱には、2011年度税制改正で積み残しとなっていた給与所得控除の上限設定と退職所得控除の見直しが行われました。現在の給与所得

得控除は、給与収入に応じて通増的に控除が増加していく仕組みであり、上限はありません。しかし、給与所得者の経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないことから、給与所得が1500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けます。

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の二つの性格があるものとされています。しかし、就業者に占める給与所得者の割合が約9割となっている現状では、「他の所得との負担調整」を認める必要性は薄れており、また、給与所得者の必要経費ではないかと指摘される支出は給与収入の約6%との試算もあり、主要国との比較でも全体的に高い水準となっていることなどが、見直しの背景にあるとされています。

退職所得課税については、勤続年数5年以下の法人役員（法人役員に相当する公務員・議員を含む）に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止します。この背景には、2分の1課税を前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることで、税負担を免れるといった事例が指摘されていたことがあるようです。

所得税における給与所得控除の見直しや退職所得課税の見直しは、個人住民税にも反映されることとなります。なお、給与所得控除及び特定支出控除の見直しは、2013年分以後の所得税及び2014年度分以後の個人住民税について適用されます。また、退職所得課税の見直しについては、2013年分以後の所得税について、個人住民税は、2013年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について、それぞれ適用されます。

(税制改正) 消費税の 事業者免税点要件の厳格化に注意!

現行の事業者免税点制度は、前々年（個人）または前々事業年度（法人）の課税売上高が1千万円以下の事業者者についてはその課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されています。この制度は、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストの配慮から設けられている特例措置ですが、制度を悪用した法人の新設等による課税逃れを抑制する観点から、2011年度税制改正で要件が厳格化されています。

現行制度では、当期（当年）の扱いは前々期（前々年）の課税売上高のみで判定することから、前期（前年）に売上が増しても、課税事業者となるのは翌期（翌年）からとなります。こうした点を悪用した消費税の脱税事例が見受けられることから、2011年度税制改正において、課税売上高が1千万円を超えることが期（年）の途中で明らかになった場合には、その翌期（翌年）から課税事業者となるよう要件を厳格化する方向で

見直されました。具体的には、個人事業者のその年分または法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1千万円以下である場合で、その個人事業者または法人のうち、個人事業者のその年分または法人のその事業年度に係る「特定期間」における課税売上高が1千万円を超えるときは、個人事業者のその年分または法人のその事業年度については、事業者免税点制度を適用しないこととされました。

「特定期間」とは、(1)個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間、(2)法人のその事業年度の前事業年度がある法人のその前事業年度開始の日以後6月の期間、などです。この改正は、2012年10月1日以後に開始する個人事業者のその年分または法人のその事業年度について適用します。

(法人税メモ) 交際費5千円基準の注意点

年末の忘年会シーズンも新年会シーズンも終わりました。ところで、こうした宴会にかかる費用を会社が負担した場合、その税務上の取扱いには注意が必要です。社内の親睦会であれば福利厚生費扱いにできますが、取引先との懇親会となると交際費扱いとなり、損金不算入になる可能性もあるからです。

とはいえ、平成18年度税制改正で、損金不算入となる交際費の範囲から「1人当たり1回5千円以下の一定の飲食費」を除外する「交際費の5千円基準」が設けられて以来、接待シーンは大きく変わっています。ここでいう「一定の飲食費」とは、「役職員の間の飲食」を除くすべての飲食費のことです。つまり、同じ会社の役員や従業員同士での飲食でない限り交際費にしないでOKというわけです。

大企業と違って売上割戻しや販売手数料、広告宣伝費などにかかる資金力に乏しい中小企業にとって、この「5千円基準」は接待シーンの心強いサポーターです。ただし、注意しておきたいのが「5千円超」の部分の取り扱いです。「5千円超の部分のみ交際費扱い」と捉えて

いたら間違いで、5千円を1円でも超えたら根っこから交際費扱いになってしまうわけです。

(税制改正) 源泉徴収に係る 所得税の納期の特例を見直し

2012年度税制改正での個人所得課税関連は給与所得控除や退職所得課税の見直しが話題となっていますが、実務上重要な改正があります。それは、小規模企業向けの源泉所得税の「納期の特例」の見直しです。同特例は、給与等の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は毎月の源泉所得税の納付を年2回の納付で済ますことができるといふものです。

源泉徴収義務を持つ事業主は、源泉徴収した所得税を、原則として給与等を実際に支払った月の翌月10日までに納付しなければならないのですが、給与等の支給人員が常時10人未満の企業の場合は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納付できる「納期の特例」により、1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日が、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日がそれぞれ納付期限となっています。

従業員が少ない事業所では、毎月金融機関等に源泉所得税の納付手続きをする作業は結構な負担となることに配慮して設けられた特例だが、源泉徴収義務者約400万人のうち約300万人が利用しているほどの便利な制度です。さらに、納期の特例を受けている企業は、届出することによって、翌年1月10日の納付期限を1月20日に延長できる「納期の特例適用者に係る納期限の特例」を受けることができます。

同特例について、2012年度税制改正大綱には、小規模事業者の事務負担や制度の簡素化の観点から、これから2つの特例制度を一本化し、納期限を7月10日及び翌年1月20日とする見直しが行われました。つまり、改正後は、特例を受けている全ての源泉徴収義務者が追加の届出を必要とせず1月20日まで納期限が延長されるわけです。改正は、2012年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

2月の税務

- 23年分所得税の確定申告（2月16日から3月15日まで）
- 贈与税の申告（2月1日から3月15日まで）
- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- 23年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…2月29日
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- 6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…2月29日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日

※ 税理士記念日…2月23日